

## 旅行条件書【要旨】

この書面は、旅行業法第12条の4の定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5の定めるところの契約書面の一部となります。詳しい旅行条件を説明した書面をお渡ししますので事前にご確認のうえお申込みください。

この旅行は、札幌観光バス株式会社（以下「当社」という）が企画・募集し実施する企画旅行で、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という）が締結することになります。

### ●旅行のお申込み及び契約成立

(1) 所定の申込用紙に必要事項を記入のうえ、次に定める申込金または旅行代金の全額を添えてお申込みいただきます。なお、お申込金は「旅行代金」「取消料」「違約金」の一部または全部として取扱います。

※お申込み金（おひとり様につき）

旅行代金	20,000円未満	50,000円未満	100,000円未満	100,000円以上
申込金	5,000円以上	10,000円以上	20,000円以上	旅行代金の20%以上

(2) 電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段にてお申込みを受け付けます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社から予約の旨を通知した後、予約の申込み翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期間内に申込書と申込金を提出されない場合は、申込みはなかったものとして取扱います。

(3) 通信契約による旅行契約は、お申込みを承諾する通知を到達した時に成立します。ただし、e-mail等の電子承諾通知による方法により通知する場合は、その通知がお客様に到達したときに成立するものとします。

### ●旅行代金のお支払

旅行代金の残額は、旅行開始の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日（以下「基準日」という）より前にお支払いいただきます。但し、基準日以降にお申込みされた場合や催行可否を待つ必要がある場合は、申し込み時点又は旅行開始日前の当社の指定した日までにお支払いいただきます。

### ●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送・宿泊機関の運賃・料金、観光料金（入場・拝観・ガイド等）及び消費税等諸税。これらの費用はお客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。また、旅行日程に記載のない交通費などの諸経費及び個人的性質の諸費用は含まれません。

### ●取消料

旅行契約の成立後、お客様の都合で取消される場合には、旅行代金に対してお一人様につき下記の料率で取消料をいただきます。既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。申込金で取消料がまかなえない時は、その差額を申し受けます。なお、取消日とはお客様が当社の営業日かつ営業時間に解除する旨をお申し出いただいた日とします。またお客様の都合により出発日やコースなどのご予約の変更を希望される場合も適用となります。

※取消料（おひとり様につき）

取消日	日帰り旅行以外	日帰り旅行
旅行開始日の前日から	21日前にあたる日まで 無料	無料
起算して	20日前にあたる日以降	旅行代金の20%
	10日前にあたる日以降	旅行代金の20%
さかのぼって	7日前にあたる日以降	旅行代金の30%
	旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日の当日	旅行代金の50%	旅行代金の50%
旅行開始後の解除・無連絡不参加	旅行代金の100%	旅行代金の100%

### ●旅行保証

当社は、別途定める契約内容に重要な変更が生じた場合、旅行代金の一部を乗じた変更補償金をお支払いいたします。詳しくは旅行条件書（全文）にてご確認ください。

### ●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2020年04月01日を基準としています。また旅行代金は2020年09月01日現在有効な運賃・規則を基準としています。  
※旅行代金に諸税・サービス料が含まれております。

### ●個人情報の取扱について

(1) 当社は旅行申込みの際にご提供いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配及びそれらのサービスの受領のため必要な範囲内で利用させていただきます。  
(2) 当社および販売店にて取扱う商品・サービスなどのご案内、ご意見ご感想の提供・アンケートのお願い、統計資料の作成にお客様の個人情報を利用して頂くことがあります。

### ●旅行企画・実施



札幌観光バス株式会社 ツーリズム営業部

〒004-0811

札幌市清田区美しが丘1条9丁目1番1号

北海道知事登録 旅行業 第2-631号

一般社団法人 全国旅行業協会会員 (ANTA)

国内旅行業務取扱管理者 本田 純一

(2020.09.22)